

1月30日
還付申告の受付開始

町では、1月30日(月)から本庁窓口及び洞爺総合支所窓口で、平成23年分の所得還付申告の随時受付を開始します。

申告書は「確定申告の手引き」などを参考にご自分で作成し、提出してください。

また申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で簡単に作成することができ、作成した申告書は、送付または電子申告(e-Tax)により提出できます。

申告相談で税務署にお越しの際は、印鑑、前年の確定申告書の控え、源泉徴収票の写し、諸控除の証明書などの必要書類をご持参ください。

詳しくは、室蘭税務署(☎0143-22-4151)または役場税務財政課へ。

*毎年スムーズな申告受付ができるよう心がけ、町民の皆さんにご理解をいただいているところですが、1月30日(月)以前については、申告の受付体制がシステム構築の関係などで整っていないことから、お急ぎの場合は、直接税務署へ行っていただくなどの対応をお願いいたします。

■洞爺湖温泉支所 申告相談日
日 時 平成24年3月2日(金)
10時~16時
(正午~13時昼休み)
場 所 洞爺湖温泉支所会議室



⑦具体的な記入方法は、年末調整関係資料とともに送付された「平成23年分年末調整のしかた(国税庁)」を参考にしてください。

詳細は、室蘭税務署管理運営部門(☎0143-22-4151)又は役場財政課へ。

今年も給与支払報告書などを提出していただく時期になりました。次の事項にご留意のうえ、提出いただくようお願いいたします。また、郵送でも受付けています。

- 提出先 役場税務財政課 (〒049-5692 洞爺湖町栄町58番地)
- 提出書類 給与支払報告書の総括表及び個人別明細書(洞爺湖町在住者分)
- 給与支払報告書(個人別明細書)について
 - ①住所は、平成24年1月1日現在で実際に住んでいる住所を記入してください。
 - ②摘要欄について、控除対象配偶者および扶養親族の氏名と続柄を記入してください。

住民票がない場合でも、通年その市区町村で生活していた場合、その市区町村にて道町民税を課税することになりますので、事業所に住民登録地を再確認する場合があります。

- ③途中就職の場合は、必ず前事業所名、前事業所での給与・社会保険料・源泉徴収税額、退職年月日を記入してください。記載がない場合、前職分を合算して年末調整済みでも、前職分を再度加算して計算してしまうことになり、年末調整後の所得税額が合わなくなる場合があります。このとき、該当市区町村では内容の確認が出来ませんので、内容不明で税務署の連絡や、住民税が例年より高く課税されたりします。
- ④個人別明細書について、希望

⑤受給者1人につき2枚(市区町村提出用)を1組として提出してください。一番下についている源泉徴収票(交付用)は受給者にお渡しください。

また、一般の受給者は緑色、役員や500万円以上の受給者はオレンジ色の給与支払報告書で作成してください。平成23年中に支払われた給与金額の多少にかかわらず、全員(パート、アルバイトなども含みます)の個人別明細書を提出していただくようお願いいたします。

⑥個人別明細書は年末調整関係資料とともに税務署から送られています(11月中に送付済み)不足資料については、室蘭税務署または洞爺湖町役場税務財政課にも用意してあります。

事業主の皆さんへ
給与支払報告書等の提出

- 提出期限 平成24年1月31日(火)
毎年、期限が近くなりますと、窓口が大変混雑しますので早めの提出をお願いします。
- 提出先 役場税務財政課 (〒049-5692 洞爺湖町栄町58番地)

給与支払報告書

どの理由で扶養者と住民登録地が異なり、該当市区町村で世帯員の確認がとれない場合についても、事業所に扶養者の氏名、生年月日を再確認する場合があります。

または連絡事項などがありましたら摘要欄などに記入してください。(徴収方法、訂正分、追加分など)